

第2期教育振興基本計画の進捗状況について(概要)
(大学分科会関係)

平成28年3月

第2期教育振興基本計画に掲げられた方向性

今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

「自立」… 一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる社会

「協働」… 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高めあい、社会に参画することのできる社会

「創造」… これらを通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる社会

教育行政の4つの基本的方向性（生涯の各段階を貫く方向性を設定）

1. 社会を生き抜く力の養成 ～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
→ 「教育成果の保証」に向けた条件整備

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
→ 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

3. 学びのセーフティネットの構築 ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
→ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 ～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
→ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

★ この4つの方向性に基づいて、8つの成果目標（及びその達成度を客観的に計測するための成果指標）、30の基本施策を体系的に整理（4のビジョン、8のミッション、30のアクション）

第2期教育振興基本計画の進捗状況の点検について

第2期教育振興基本計画（抜粋）

第3部 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

Ⅱ 進捗状況の点検及び計画の見直し

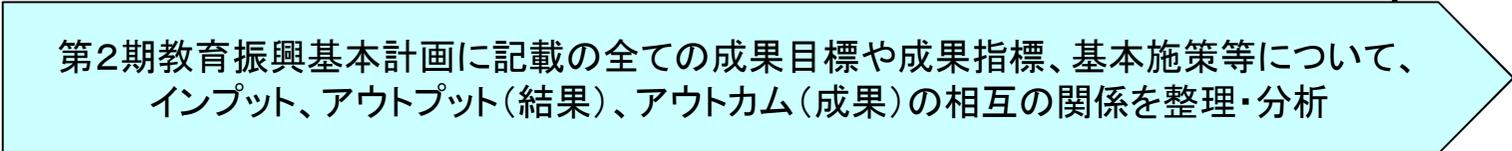
成果目標・成果指標の達成度合いや、各基本施策の進捗状況について、定期的に可能な限りデータなどを用いて客観的に点検し、その後の施策等の方向性に反映させるとともに、広く国民に情報提供していくことが必要である。その際、あわせて、各成果指標に係る統計調査等の目的・方法等について分析するなどして、各成果目標の達成度合いを測定するものとして当該指標が最も適切であるかどうか、不断の見直しを行っていくことが重要である。

（本資料の性質）

- 基本的方向性・成果目標ごとに主な成果指標の達成状況及び基本施策の進捗状況を提示している。
- 成果指標の達成状況については、原則、平成24年度（第2期教育振興基本計画の策定（平成25年6月14日）の前年度）との比較により示しているが、当該年度のデータが存在しない場合には、平成24年度以前の最も新しいデータと比較している。

今年度(平成27年度)のスケジュール

平成27年度(2015年度)	
	
計画部会	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>6月5日 第1回部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度フォローアップを実施 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>10月5日 第2回部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時点更新可能な成果指標の進捗状況を提示 ・第1回部会での主な指摘事項への回答・主な指標への対応方策について説明 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>3月29日 第3回部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分科会において考える現行計画の現状と課題を報告 ・第2期計画の中間フォローアップ(平成27年度フォローアップ)を実施 ・基本施策と成果指標の関係性を提示 </div> </div>
各分科会	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・各分科会において考える現行計画の現状と課題 ・主な指標への今後の対応方策 </div> <div style="margin-left: 20px;">等</div>



成果目標2(課題探求能力の修得)

知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、「課題探求能力」を身に付けられるよう、学生の主体的な学びを確立する。

このため、十分な質を伴った学修時間を欧米並みの水準にすることや学修環境の整備などによる大学教育の質的転換などを図る。

基本施策8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

【基本的考え方】

- 知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、生涯にわたり学び続け、主体的に考え、どんな状況にも対応できる「課題探求能力」を有する多様な人材を育成する。
- 学士課程教育においては、学生が主体的に問題を発見し、解を見いだしていく能動的学修(アクティブ・ラーニング)や双方向の講義、演習、実験等の授業を中心とした教育への質的転換のための取組を促進する。
- 学士課程教育の質的転換のために、事前の準備や事後の展開も含め、主体的な学修に要する総学修時間の実質的な増加・確保を始点として、教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画(シラバス)の充実、教員の教育力の向上を含む諸課題を進めるための全学的な教学マネジメントの改善などの諸方策が連なってなされる「質的転換のための好循環」の確立を図る。
- その上で、大学院においては、世界の多様な分野において活躍する高度な人材を輩出するため、大学院の教育課程の組織的展開の強化を図る。

8-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備

8-3 学修成果の把握に関する研究・開発

● 大学教育改革に取り組む大学に対する支援

- ・大学教育再生加速プログラム(平成27年度予算:12億円)の内数にて、学生の能動的な活動を取り入れた授業内容・方法の改善や、学生の学修成果を把握しそのデータに基づいた授業改善、長期学外学修プログラム実施等の大学教育改革に取り組む大学に対して支援。

8-5 大学院教育の改善・充実

● 審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革」の決定、卓越大学院(仮称)の形成に向けた検討

- ・平成27年9月に中央教育審議会審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革」を取りまとめた。これを踏まえ、今年度中に「第3次大学院教育施策要綱」を文部科学大臣決定予定。卓越大学院(仮称)形成に向けて、産学官からなる検討会において、平成27年度中を目途に、分野の設定や複数の機関が連携する仕組みについて示し、平成28年度以降、大学における企業との連携による構想作り等、具体化に向けた取組を開始予定。

基本施策9 大学等の質の保証

【基本的考え方】

- 学生の保護や国際通用性の観点から、大学等の質を保証し、基本施策8等における教育の質的転換の取組等とあいまって、その向上を促進するため、制度の改善や制度間の連携強化、教育研究活動の可視化促進などを図る。

9-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立

● 大学の設置基準、設置認可、認証評価の改善

・中央教育審議会において、大学の質保証のためのトータルシステム全体の在り方を踏まえつつ大学設置基準や設置認可、認証評価の改善等について引き続き審議し、改善の方向性が取りまとまった事項から順次必要な制度改正等を行って行く。

9-2 大学情報の積極的発信

● 大学ポートレートによる情報発信

・平成27年3月から大学ポートレートが本格稼働し、大学の多様な教育活動の情報を発信。また、「大学ポートレート運営会議」及び「ステークホルダーボード」等を開催し、発信情報項目の充実等、大学ポートレートの更なる改善に向けて検討を実施。

基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

【基本的考え方】

- 各学校段階間の円滑な連携・接続を推進するとともに、6・3・3・4制の在り方について幅広く検討を進め、これにより、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築する。
- また、高等学校と大学との接続については、高等学校段階の教育の質の確保、大学教育段階の教育水準等の評価や大学進学希望者の能力適性の判定について、大学入試の一点に求められていた実態を改め、点からプロセスによる質保証システムを構築する。すなわち、基本施策7から9で掲げた高等学校及び大学それぞれの段階における質保証等に係る検討とあわせて、志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入学者選抜に転換する。同時に、高大連携の取組の促進や飛び入学等の普及拡大を図る。

10-2 高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへの転換

● 高大接続・大学入学者選抜の改革

・中央教育審議会の答申を踏まえ、平成27年1月に、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示した「高大接続改革実行プラン」を策定・公表。

・新たに導入する高等学校基礎学力テスト(仮称)及び大学入学希望者学力評価テスト(仮称)、各大学の個別選抜の改革や多様な学習状況・学習成果の評価の在り方など、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討する、「高大接続システム改革会議」を立ち上げた。平成27年9月に中間まとめを行い、同年度内を目途に最終報告予定。

主な成果指標の達成状況

(成果指標①)

各大学における学修時間の把握状況の改善、

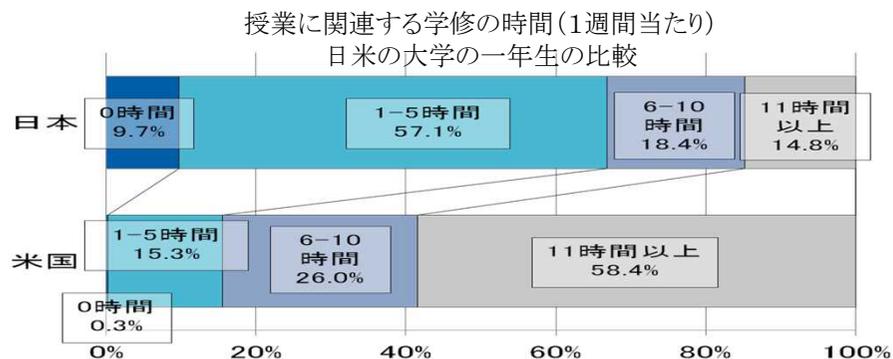
→ 平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加

十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保(欧米並みの水準)

→ 計画策定以降の推移は今後把握(今年度中に公表予定)

	H24	H25
学部段階において学生の学修時間や学修行動の把握を実施している大学	299大学 (40.2%)	441大学 (59.8%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)



出典: 東京大学 大学経営政策研究センター(CRUMP)『全国大学生調査』2007年、サンプル数44,905人(The National Survey of Student Engagement)

(成果指標③)

全学的な教学システムの整備状況の向上

(教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画の充実など)

→ 平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加

	H24	H25
教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を定めている大学 【学部段階】	570校 (76.7%)	694校 (94.0%)
【研究科段階】	457校 (74.4%)	551校 (89.3%)
ナンバリングを学部段階で実施している大学	125校 (16.8%)	162校 (22.0%)
履修系統図(カリキュラムマップ、カリキュラムチャート)を学部段階活用している大学	353校 (47.5%)	383校 (51.9%)
能動的学修(アクティブ・ラーニング)を効果的にカリキュラムに組み込むための検討を行っている大学	407校 (54.8%)	454校 (61.5%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)

(成果指標②)学修支援環境の改善

→ 平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加

	H24	H25
TA(ティーチング・アシスタント)を配置している大学	482校 (62.9%)	484校 (63.5%)
オフィス・アワーを設定している大学	617校 (80.5%)	655校 (86.0%)
ラーニング・コモンズの整備・活用をしている大学	321校 (41.9%)	389校 (51.0%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)

(成果指標④)

学生、卒業者、企業・NPO等の、教育への評価の改善

→ 学生については、平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加

	H24	H25
学生の学修成果の把握の一環として、学部段階において学生の学修経験などを問うアンケート調査(学修行動調査等)を実施している大学	106大学 (14.3%)	157大学 (21.3%)
学部段階において、学生による授業評価を実施している大学	722校 (94.3%)	736校 (96.6%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)

成果目標4(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)

社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。

主な基本施策の進捗状況

基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

【基本的考え方】

- 「社会を生き抜く力」の一態様として、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせるとともに、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義についての理解をはじめとした、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目指す。
- 実践的な職業教育の体系を明確にしつつ、職業生活への移行後も含め、必要な知識・技能を身に付けられるような取組を行い、個々人が、多様な職業生活に必要な知識・技能を生涯のどの時点においても身に付けられるようにする。
- また、我が国の成長分野における産業振興や地域活性化の中核を担う専門人材等の養成に向けて、産学官の連携により実践的な職業教育を充実し、社会人学生・生徒が学びやすい新しい学習システムを構築する。また、専修学校の質保証・向上のための仕組みを整備する。同時に、職業生活の中で修得した知識や技能等が適切に評価され、次の段階のキャリア形成等に結び付くような学校と職業をつなぐ新たな学習・評価システムの構築や、雇用のミスマッチ解消に向けた学校とハローワーク等との連携強化等を図る。

13-2 学校横断的な職業教育の推進

● 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の実施

- ・専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、企業・業界団体、その他関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組の推進。

主な基本施策の進捗状況

13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進

● 地域や産業界のニーズに対応した高等専門学校改革

- ・高等専門学校については、産業構造の変化や技術の高度化、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、それぞれの地域性や特色に応じた多様な発展を目指し、各高等専門学校において自主的・自律的な改革が進められており、平成27年度は7校が地域や産業界のニーズに応じた学科再編を実施。

● 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

- ・教育再生実行会議第五次提言を受け、有識者会議において議論をとりまとめた後、平成27年4月に中央教育審議会に諮問。現在、中央教育審議会において検討を実施。

13-5 社会人の学び直しの機会の充実

● 「職業実践力育成プログラム」(BP) 認定制度

- ・平成27年7月、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が「職業実践力育成プログラム」(BP)として認定する制度を創設。大学等への公募を行い、12月に123件を認定したところ、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを促進。

● 社会人の学び直しに対する経済的支援の充実

- ・独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度を弾力的に運用。
(大学等で過去に無利子奨学金の貸与を受けて学んだ学生等が、社会人になって再び大学等で学び直す際にも、無利子奨学金の貸与を受けることを可能としている(同学種(例:学部→学部)間の再貸与の制限の緩和)。)
- ・雇用保険制度の見直しによる教育訓練給付金の拡充等の取組を実施。

主な成果指標の達成状況

(成果指標②) 就職ミスマッチなどによる若者の雇用状況(就職率、早期離職率等)改善に向けた取組の増加

・中学校、高等学校、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における職場体験・インターンシップの実施状況の改善

→ 平成24～27年度の結果を比較すると、増加。

高等教育段階における
インターンシップの実施状況

	H24	H25	H26
大学	70.0%	70.7%	73.3%
短期大学	39.5%	40.7%	39.3%
高等専門学校	100%	100%	100%

(資料)「大学等における平成24年度及び25年度のインターンシップ実施状況について」
(独立行政法人日本学生支援機構)
「平成26年度 大学等におけるインターンシップ実施状況調査」(文部科学省)

・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等におけるPBL
(Problem-Based Learning)等の実施率増加

→ 大学、短期大学については、平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加
高等専門学校については、平成26年度実績が最新のため、推移については
今後把握

	H24	H25
大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目を開設している大学	177校 (23.8%)	200校 (27.1%)
短期大学と企業等とで連携して実施する、課題解決型の授業科目(PBLなど)を開設している短期大学	22校 (6.3%)	31校 (9.1%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)
「短期大学教育の改革等の状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)

高等専門学校と企業等とで連携して実施する、企業の
課題解決や製品開発等を題材とした授業科目を開設
している高等専門学校

55校(96.5%)
(平成26年度)

(資料)文部科学省調べ

・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善

(履修証明プログラムがある大学の増加、

→ 平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加

履修証明プログラムを
開設している大学

72大学(9.4%(平成24年度))

➡ **83大学(10.9%(平成25年度))**

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について
(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)

社会人入学者の倍増

→ 大学、短期大学、大学院、専修学校の正規課程への社会人入学者は減少
(専修学校の短期プログラムの受講者数については増加)

	H24	H26
大学、短期大学、大学院、専修学校への 社会人入学者数【正規課程】	4.9万人	4.5万人
大学、短期大学の短期プログラムの修了者数 【履修証明制度、科目等履修制度】	1.9万人	今後把握 (H28年度予定)
専修学校の短期プログラムの受講者数 【科目等履修制度、附帯事業】	5.3万人	5.5万人

(資料)複数の既存調査を基に文部科学省が作成(一部推計)

基本的方向性2 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標5(社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)

「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。

これに向けて、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上、海外留学者数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の倍増などを目指す。

主な基本施策の進捗状況

基本施策15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進

【基本的考え方】

- 産学官の参画を得つつ世界を牽引するリーダーを養成するため、博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図るとともに、独創的で優秀な研究者を養成するため、優秀な学生や若手研究者等が自立して学修研究に専念することができる環境を整備する。
- 各大学等の強みを生かした教育研究拠点の形成を促進するとともに、基礎研究をはじめ、独創的で多様な研究を広範かつ継続的に推進するなど、大学等の研究力を強化する。

15-1 独創的で優秀な研究者等の養成

● 大学院教育の抜本的な改革・強化

・「博士課程教育リーディングプログラム」を通じ、大学院において、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムの構築・展開を支援。(平成27年度は33大学62プログラムを支援。)

● 優秀な学生、若手研究者に対する支援

- ・我が国の学術研究の将来を担う優秀な若手研究者に対して、研究奨励金を支給する特別研究員事業を実施。(平成27年度の支援対象は、DC(博士課程後期の学生)4,515人、PD(博士の学位取得者等)1,126人。)
- ・複数の大学等でコンソーシアムを形成し、企業等とも連携して、若手研究者等の流動性を高めつつ、安定的な雇用を確保しながらキャリアアップを図る仕組みを構築する大学等を支援。(平成27年度までに10件の取組に支援を実施。)
- ・テニュアトラック制(公正に選抜された若手研究者が、安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態で自立した研究者として経験を積む仕組)を実施する大学等を支援。(平成27年度までに58機関に支援を実施。)
- ・女性研究者の一層の活躍を促進するため、女性研究者の研究と出産・育児・介護等との両立や研究力の向上を図るための取組を行う大学等を支援。(平成27年度までに120件の取組に支援を実施。)

主な基本施策の進捗状況

15-2 大学等の研究力強化の促進

● 研究大学強化促進事業

・世界水準の優れた研究活動を行う大学群を増強し、我が国全体の研究力強化の促進に資するため、22の支援対象機関の研究力強化の取組を支援。平成27年度は、事業の着実な実施を促進することを目的としたフォローアップを実施。

● 世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)

・大学等への集中的な支援により、システム改革の導入等の自主的な取組を促し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る国際研究拠点の形成を推進(平成27年度は9拠点を支援)。

● 科学研究費助成事業

・平成27年度は、「国際共同研究加速基金」の創設による国際共同研究や海外ネットワーク形成の促進、「特設分野研究基金」の創設による新しい審査方式の先導的試行の充実等に取り組むなど、科研費の抜本的な改革に着手。また、第5期科学技術基本計画の期間(平成28～32年度)を展望した改革の基本的な考え方や工程を示した「科研費改革の実施方針」を策定。

基本施策16 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

【基本的考え方】

- グローバル化が加速する中で、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要である。
- このため、「社会を生き抜く力」の確実な養成を前提とし、英語をはじめとする外国語教育の強化、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組(秋季入学に向けた環境整備、海外大学との国際的な教育連携等)への支援、国際的な高等教育の質保証(単位の相互認定、適切な成績評価等)の体制や基盤の強化等を実施するとともに、意欲と能力ある全ての日本の若者に、留学機会を実現させる。

16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進 16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援

● スーパーグローバル大学

・スーパーグローバル大学創生支援として世界と競うトップレベルの大学を目指す力のある大学等を重点支援(H26:37件を採択)

● 官民が協力した海外留学支援制度等

・留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を推進し、若者の海外留学への機運を醸成するとともに、官と民が協力した新たな海外留学支援制度を平成26年度に創設、奨学金等による留学経費の負担軽減及び質の向上を図っている。

【大学全国コース】

(第1～4期)約1,400人を採用し、順次留学開始。(第5期)平成27年12月より学生募集中(平成28年3月8日締切)。

【地域人材コース】

(平成27年度)11地域事業を採択、各地域において計72名(第3期及び第4期派遣留学生として)の学生を採用。
(平成28年度)現在地域事業を選考中、平成28年2月下旬～3月上旬支援対象地域決定予定。

【高校生コース】

(第1期)303人を採用し、順次留学開始。
(第2期)現在選好中、平成28年5月中下旬採否決定予定。

主な成果指標の達成状況

<新たな価値を創造する人材関係>

(成果指標⑤) 世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」を10年後に倍増

→ 2007年～2011年平均と2009年～2013年平均の結果を比較すると、横ばい

被引用回数の多い(上位10%)論文※1数で
世界100位以内の分野※2を有する大学数:

7大学(2007-2011年平均) → 7大学(2009-2013年平均)

(米:95→95大学、英:29→28大学、中国:44→55大学、独:20→22大学、
仏:13→11大学)

(注) 科学技術・学術政策研究所 調査資料-243「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2015」(平成27年)を基に、文部科学省にて作成

※1: 被引用回数が各年各分野で上位10%に入る論文。

Article, Reviewを分析対象としており、整数カウントにより分析(2007-2011年5年平均値及び2009-2013年5年平均値)。

研究論文の被引用回数の多さは、当該論文の注目度の高さを表すものとされている。

※2: トムソン・ロイター社がデータベースの収録上作成している22分野分類(複合領域除く)。

(成果指標⑥) 大学の国際的な評価の向上

(研究面や教育面、国際面等で国際的に高い評価を受ける大学の増加)

→ 平成24～27年度の結果を比較すると、横ばい又は減少

(主要な世界大学ランキングの上位100位内に入っている日本の大学数)

	H24	H25	H26	H27
Times Higher Education誌(英国)「World University Rankings」	2校	2校	2校	2校
Times Higher Education誌(英国)「World Reputation Rankings」	5校	5校	5校	2校
QS社(Quacquarelli Symonds Ltd)(英国)「QS World University Rankings」	6校	6校	5校	5校
上海交通大学「世界の大学の学術ランキング」	4校	3校	3校	4校

※ただし、「World University Rankings」「QS World University Rankings」については、データの取り方及び指標への換算方法に変更があるため、各年の順位の比較は適切ではない。

<グローバル人材関係>

(成果指標③)

日本の生徒・学生等の海外留学者数、外国人留学生数の増加

(2020年を目途に日本人の海外留学者数を倍増など)

→ 日本人の海外留学者数(海外の高等教育機関に在籍する者)は平成24年度実績が最新のため、計画策定以降の推移については、今後把握(平成25年度の実績は平成27年度中に公表予定)外国人留学生数(日本語教育機関に在籍する者を含む)は東日本大震災の影響で減少したものの、その後回復してきており、平成24～26年度の結果を比較すると増加特に日本語教育機関に在籍する者の増加が著しい。

(注) 日本人の海外留学者数: 海外の高等教育機関に在籍する者
外国人留学生数: 大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、準備教育課程、日本語教育機関における留学生数
「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて外国人留学生としている。
(資料) 日本人の海外留学者数: OECD、IIE、ユネスコ文化統計年鑑等調べ
外国人留学生数(各年5月1日現在): 「平成26年度外国人留学生在籍状況調査結果」(独立行政法人日本学生支援機構)

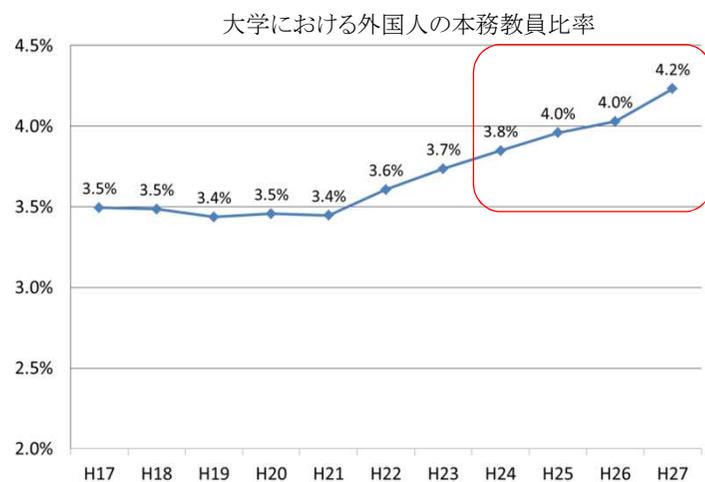


<グローバル人材関係>

(成果指標④)

大学における外国人教員等(国外の大学での学位取得、通算1年以上
国外で教育研究に従事した日本人教員を含む)の全教員に占める
比率の増加

→ 平成24～27年度の結果を比較すると、大学における外国人の本務教員比率は増加



(資料)「学校基本統計(平成24～27年度)」(文部科学省)

(成果指標③)

大学における外国語による授業の実施率(外国語による授業/全授業数)
の増加

→ 英語による授業を実施している大学については、平成24年度と25年度の結果を
比較すると増加

	H24	H25
英語による授業を実施している大学 【学部段階】	241校 (32.4%)	262校 (35.5%)
【研究科段階】	187校 (30.5%)	196校 (31.8%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)

基本的方向性3 学びのセーフティネットの構築

成果目標6(意欲ある全ての者への学習機会の確保)

様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する。
また、能力と意欲を有する全ての者が中等・高等教育を受けられるようにする。
これを通じて、経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を改善する。

主な基本施策の進捗状況

基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

【基本的考え方】

- 教育格差の固定化解消に向けて、これまでも就学支援や公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度、奨学金の充実等の取組を実施してきたところであるが、引き続き、保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行う。
- また、東日本大震災により被災した子ども・若者に対し、切れ目のない就学支援を実施する。

17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減

● 大学等奨学金事業の充実と健全性確保

・意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することなく安心して学べるよう、平成26年8月に取りまとめた「学生への経済的支援の在り方について」(報告書)を踏まえ、貸与人員の増員等、大学等奨学金事業の充実を図った。平成27年度予算においても、①無利子奨学金の貸与人員の増員、②貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等全員への貸与の実現、③より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた詳細な制度設計や、システム開発等の対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図った。

独立行政法人日本学生支援機構大学等奨学金事業

<平成27年度予算額>

・貸与人員 無利子奨学金:46万人 (対前年度比1.9万人増(うち新規増8,600人)) ※このほか被災学生等分7,000人
[有利子奨学金:87.7万人]

・事業費 無利子奨学金:3,125億円 (対前年度比125億円増) ※このほか被災学生等分48億円
[有利子奨学金:7,966億円]

<平成28年度予算(案)>

・貸与人員 無利子奨学金:47万4千人 (対前年度比1.4万人増(うち新規増6,000人)) ※このほか被災学生等分5,000人
[有利子奨学金:84.4万人]

・事業費 無利子奨学金:3,222億円 (対前年度比98億円増) ※このほか被災学生等分36億円
[有利子奨学金:7,686億円]

主な基本施策の進捗状況

● 国立大学・私立大学の授業料減免等の充実

・意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免等の充実を図っている。国立大学については授業料免除枠を拡大するとともに、学内ワークスタディへの支援を行うこととしている。公立大学では、全ての大学が授業料減免制度を設けており、平成26年度実績で約1.2万人に対して34.1億円の減免措置がなされている。私立大学については授業料減免等事業に加え、平成25年度より学内ワークスタディ事業、産業界との連携協力関係に基づく減免等奨学制度への支援を行う産学合同スカラーシップ事業を実施。国立高等専門学校において、学生の経済状況に関わらず修学の機会が得られるよう、授業料等の減免枠を拡大。

平成27年度予算
 <国立大学>
 免除対象人数:約0.3万人増
 平成26年度:約5.4万人→平成27年度:約5.7万人
 <私立大学>
 授業料減免等対象人数:約0.3万人増
 平成26年度:約3.9万人→平成27年度:約4.2万人

平成28年度予算(案)
 <国立大学>
 予算(案):320億円(前年度比13億円増)
 免除対象人数:約5.9万人(前年度比約0.2万人増)
 <私立大学>
 予算(案):86億円(前年度比1億円増)
 免除対象人数:約4.5万人(前年度比約0.3万人増)

※公立大学については、地方交付税の算定にあたり、授業料収入の11.5%分を授業料減免等に係る欠損分として、考慮している。

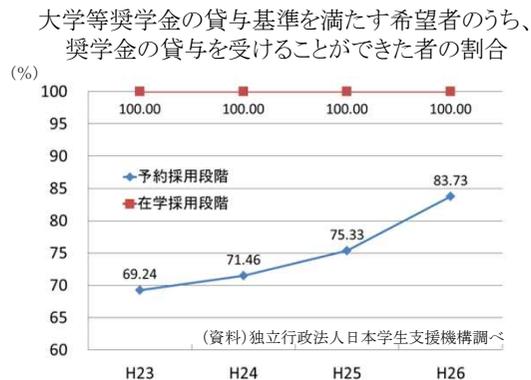
主な成果指標の達成状況

<主として高等教育・生涯学習関係>

(成果指標①)進学機会の確保や修学の格差の状況改善

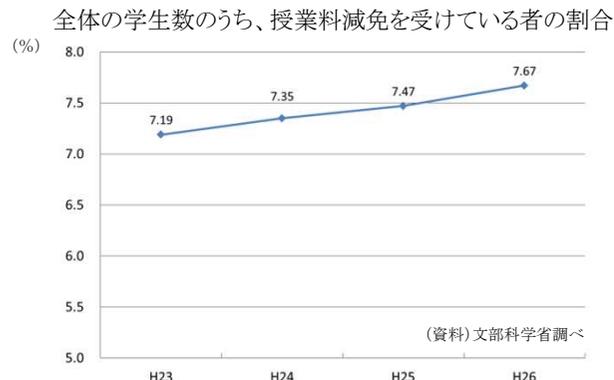
・大学等奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を受けられることができた者の割合の増加

→平成24～26年度の結果を比較すると、増加



・低所得世帯の学生等のうち授業料減免を受けている者の割合

→全体の学生数のうち、授業料減免を受けている者の割合は、平成24～26年度の結果を比較すると、増加



成果目標7(安全・安心な教育研究環境の確保)

子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保する。

主な基本施策の進捗状況

基本施策19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

【基本的考え方】

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進する。
- また、学校においては、安全の確保を保障するとともに、児童生徒等がその生涯にわたり自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められることから、国公立を問わず、学校安全の推進に関する計画に基づき、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取組の推進、地域社会、家庭との連携の強化等を図る。

19-1 安全・安心な学校施設

● 学校施設の耐震化の推進

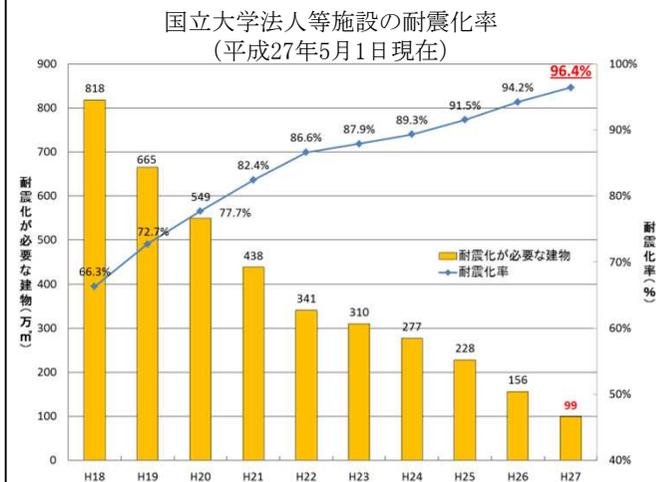
- ・国立大学等については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、耐震化を含む老朽改善整備等を推進しており、平成27年5月現在の耐震化率は96.4%に進捗した。
(平成26年5月現在:94.2%)また、屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策については、平成27年度までの速やかな完了を目指し、平成26年8月に天井撤去を中心とした対策の一層の推進を要請する通知を発出するなど対策の加速化に向けた取組を行っている。
- ・私立学校については、国公立学校施設の耐震化の進捗状況を勘案しつつ、できる限り早期の耐震化完了を目指しており、耐震化を促進するため、平成26年度の耐震改築事業制度の創設、補助要件の緩和、平成27年度補正予算における耐震化の長期低利融資に係る財政融資資金の計上など、国庫補助と融資の両面で支援を推進。

主な成果指標の達成状況

<主として高等教育関係>

(成果指標①)大学等の耐震化率の向上

国立大学等、私立大学等:できるだけ早期の耐震化の完了を目指す
→ 大学等においても耐震化率は向上



私立大学等の耐震化率
(平成27年5月1日現在)

81.8%(平成24年度)
→ 87.6%(平成27年度)

(資料)「私立学校施設の耐震改修状況等の調査結果」(文部科学省)

(出典)「国立大学法人等施設実態報告書(平成27年度)」(文部科学省)を基に作成。

基本的方向性4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

主な基本施策の進捗状況

基本施策21 地域社会の中核となる高等教育機関(COC構想)の推進

【基本的考え方】

- 知的創造活動の拠点である大学等は、地域の中核的存在(Center of Community)である。これらの高等教育機関が有する様々な資源を活用して、地域が直面している様々な課題解決に取り組むことにより、教育研究機能の向上に資するとともに、地域の活性化にもつながることから、このような活動に対し、一層の支援を行う。

21-1 COC構想を推進する高等教育機関への支援

● 知の拠点として地方大学強化

- ・平成25年度から自治体と連携して地域課題の解決に取り組む各大学の支援として実施してきた「地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)」を発展的に見直し、平成27年度より新たに、複数の大学が、地域活性化を担う自治体のみならず、人材を受け入れる地域の企業、地域活性化を目的に活動するNPOや民間団体等と事業協働機関を形成し、それぞれが強みを活かして雇用創出や学卒者の地元定着率向上に取り組む事業を支援する「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」を実施。

主な成果指標の達成状況

<高等教育・生涯学習関係>

(成果指標⑤)

地域に向けた公開講座数や大学開放(体育館、図書館等)の状況の向上

→ 平成24～26年度の結果を比較すると、

● 大学及び短大における公開講座数

36,153講座(平成24年度)



39,816講座(平成25年度)

● 体育館、図書館等の施設を開放している割合

大学 85.7%(平成24年度)



86.9%(平成25年度)

短期大学 74.9%(平成24年度)



76.6%(平成25年度)

(資料)「平成26年度開かれた大学づくりに関する調査研究」(文部科学省)

四つの基本的方向性を支える環境整備

主な基本施策の進捗状況

基本施策26 大学におけるガバナンス機能の強化

【基本的考え方】

- 各大学が学生・地域・社会のニーズに沿った質の高い大学教育を行うために、学長や理事長のリーダーシップの確立に向けた環境整備や、評価に基づく資源の再配分等の大学・学校法人のガバナンス機能の強化に向けた必要な支援を実施する。

26-1 大学におけるガバナンス機能の強化

● 大学におけるガバナンス機能の強化

- ・国立大学については、「国立大学改革強化促進事業」として、「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を越えた教育研究組織の再編成に向けた取組や人材の新陳代謝などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援。
- ・私立大学等のガバナンス機能強化のための教育研究活動等への支援として、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。

基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化(機能別分化)の推進

【基本的考え方】

- 各大学が学生・地域・社会のニーズに沿った質の高い大学教育を行うために、学長や理事長のリーダーシップの確立に向けた環境整備や、評価に基づく資源の再配分等の大学・学校法人のガバナンス機能の強化に向けた必要な支援を実施する。

27-1 国立大学の機能強化に向けた改革の推進

● 国立大学の機能強化

- ・今後の国立大学改革の方針や方策をまとめた「国立大学改革プラン」を策定(平成25年11月)。また、第3期中期目標期間において、国立大学が期待される役割を果たし、その「知の創出機能」を最大化させていくための改革の方向性をとりまとめた「国立大学経営力戦略」を策定(平成27年6月)。これらに基づき、今後速やかに、各国立大学の強み、特色を最大限生かした機能強化及び経営力強化を図る。

27-2 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援

● 私立大学への支援

- ・私立大学等における教育研究活性化の促進・支援のため、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。